

北広島市国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正の趣旨

国民健康保険制度は、平成29年度まで市町村単位で運営してきましたが、市町村間の負担の格差や小規模市町村の財政の不安定さ等の問題を抱えており、このような状況を改善し、負担の公平化と財政運営の安定化を図り持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度から、都道府県単位で国保運営をすることとなりました。都道府県は、財政運営や効率的な事業実施等の中心的な役割を担い、市町村は引き続き、資格管理や保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業を実施しております。

新たな制度では、北海道は、市町村へ保険給付に要する費用を全額交付し、市町村は、北海道が決定する「国民健康保険事業費納付金」を納付するため、北海道から示される市町村ごとの「標準保険料率」を基に税率を決定し、保険税を賦課・徴収することとなりました。

この度の改正は、北海道から示された令和2年度の市町村ごとの「国民健康保険事業費納付金」及び「標準保険料率」を基に、本市における被保険者の負担軽減対策を講じたうえで保険税率の改定を行うため、北広島市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

【施行予定日 令和2年4月1日】

2 保険税率改定案

		現行税率	改定案税率	差
医療分	所得割	7.64%	7.68%	0.04%
	均等割	22,400円	22,600円	200円
	平等割	25,500円	25,600円	100円
後期高齢者支援金分	所得割	2.44%	2.58%	0.14%
	均等割	6,400円	6,700円	300円
	平等割	8,600円	9,100円	500円
介護納付金分 (40歳以上64歳以下)	所得割	2.14%	2.10%	0.04%
	均等割	8,300円	8,200円	100円
	平等割	4,200円	4,200円	0円
合計	所得割	12.22%	12.36%	0.14%
	均等割	37,100円	37,500円	400円
	平等割	38,300円	38,900円	600円

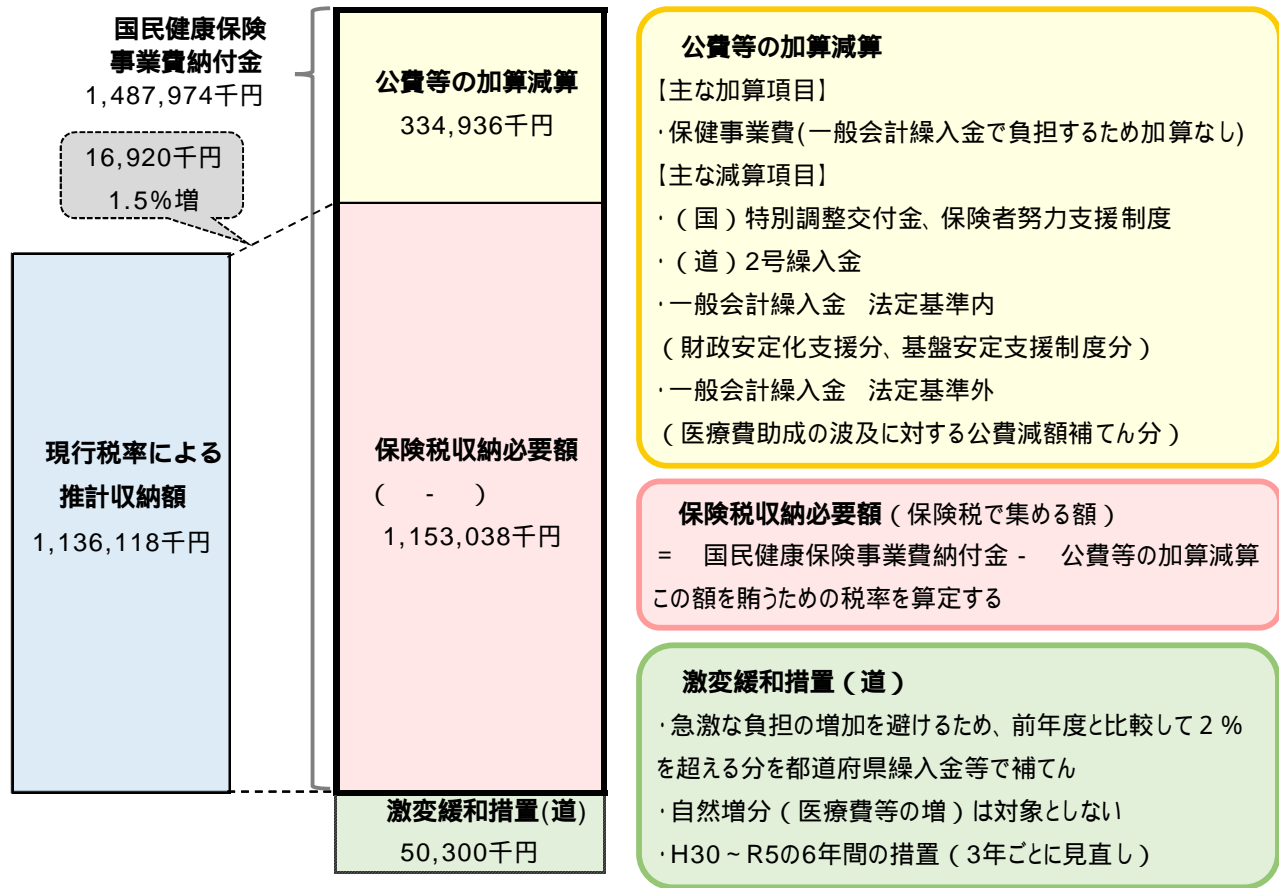
所得割・・・被保険者それぞれの総所得金額等から基礎控除33万円を控除した額に税率を乗じた額

均等割・・・被保険者1人あたり

平等割・・・1世帯あたり

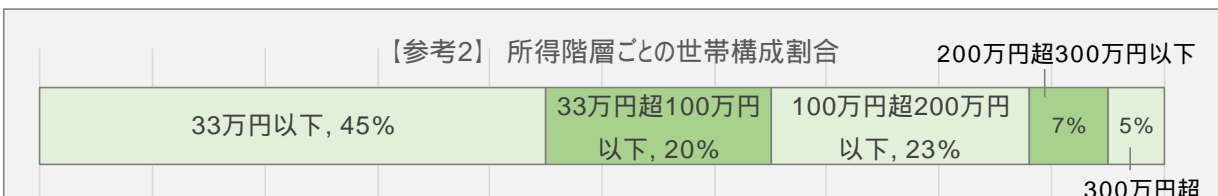
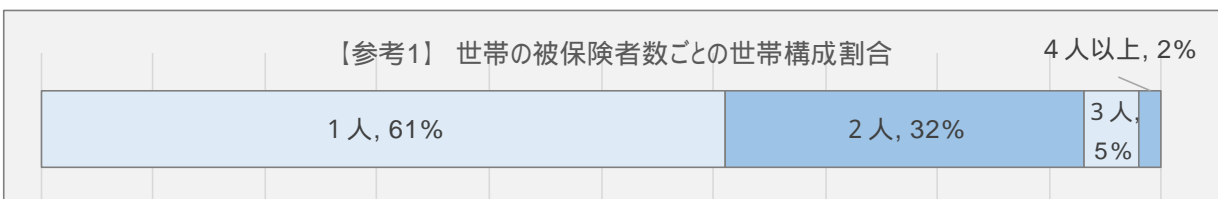
3 国民健康保険事業費納付金等の算定

国民健康保険事業費納付金(市町村が北海道へ納付する額)
 全道でかかる費用から公費等を除いた額を各市町村の被保険者数、世帯数、所得額、医療費等により配分



4 改正の影響(モデル世帯の保険税額比較(年額))

モデル世帯		現行	改定案	差額	増減率
1人世帯(介護なし)	所得33万円以下	18,800	19,100	300	1.6%
	所得100万円	130,300	132,600	2,300	1.8%
1人世帯(介護あり)	所得33万円以下	22,500	22,800	300	1.3%
	所得100万円	157,100	159,000	1,900	1.2%
2人世帯(介護あり)	所得100万円	171,700	173,700	2,000	1.2%
3人世帯(うち2名介護あり)	所得100万円	152,400	154,200	1,800	1.2%



5 所得及び世帯人数ごとの保険税額比較

(年額)

所得金額	換算収入(概数)		1人世帯 (介護なし)				1人世帯 (介護あり40歳～64歳)				2人世帯 (介護あり40歳～64歳)				3人世帯 (介護あり2人+介護なし1人)				所得区分別世帯割合 (H30)		
	給与	年金	現行税率	改定案税率	増減	増減率	現行税率	改定案税率	増減	増減率	現行税率	改定案税率	増減	増減率	現行税率	改定案税率	増減	増減率	超	以下	割合
33万円	98万円	103万円	18,800	19,100	300	1.6%	22,500	22,800	300	1.3%	33,600	34,000	400	1.2%	42,300	42,800	500	1.2%	-	33万円	45.0%
40万円	105万円	110万円	38,400	39,100	700	1.8%	46,100	46,700	600	1.3%	64,600	65,400	800	1.2%	79,000	80,100	1,100	1.4%			
60万円	125万円	130万円	58,500	59,600	1,100	1.9%	70,500	71,400	900	1.3%	89,000	90,200	1,200	1.3%	103,400	104,800	1,400	1.4%			
80万円	145万円	157万円	97,600	99,300	1,700	1.7%	117,600	119,000	1,400	1.2%	113,500	114,800	1,300	1.1%	127,900	129,500	1,600	1.3%	33万円	100万円	20.0%
100万円	167万円	183万円	130,300	132,600	2,300	1.8%	157,100	159,000	1,900	1.2%	171,700	173,700	2,000	1.2%	152,400	154,200	1,800	1.2%			
150万円	240万円	250万円	180,700	183,900	3,200	1.8%	218,200	220,800	2,600	1.2%	255,300	258,300	3,000	1.2%	255,800	259,000	3,200	1.3%	100万円	200万円	22.5%
200万円	312万円	317万円	231,100	235,200	4,100	1.8%	279,300	282,600	3,300	1.2%	316,400	320,100	3,700	1.2%	345,200	349,400	4,200	1.2%			
250万円	380万円	383万円	281,500	286,500	5,000	1.8%	340,400	344,400	4,000	1.2%	377,500	381,900	4,400	1.2%	406,300	411,200	4,900	1.2%	200万円	300万円	7.4%
300万円	443万円	445万円	331,900	337,800	5,900	1.8%	401,500	406,200	4,700	1.2%	438,600	443,700	5,100	1.2%	467,400	473,000	5,600	1.2%			
400万円	568万円	563万円	432,700	440,400	7,700	1.8%	523,700	529,800	6,100	1.2%	560,800	567,300	6,500	1.2%	589,600	596,600	7,000	1.2%	300万円	400万円	2.4%
500万円	689万円	681万円	533,500	543,000	9,500	1.8%	645,900	653,400	7,500	1.2%	683,000	690,900	7,900	1.2%	711,800	720,200	8,400	1.2%	400万円	500万円	0.9%
600万円	800万円	795万円	634,300	645,600	11,300	1.8%	768,100	777,000	8,900	1.2%	805,200	814,500	9,300	1.2%	834,000	843,800	9,800	1.2%			
700万円	911万円	901万円	735,100	748,200	13,100	1.8%	890,300	900,600	10,300	1.2%	923,900	933,000	9,100	1.0%	952,200	955,600	3,400	0.4%	500万円	-	1.8%
800万円	1,021万円	1,006万円	800,000	800,000	0	0.0%	960,000	960,000	0	0.0%	960,000	960,000	0	0.0%	960,000	960,000	0	0.0%			

年金収入による所得金額は、65歳未満の方の所得計算により算出。

条件：収入は世帯のうち1人のみ。

【1世帯あたり被保険者数の構成割合】
 1人世帯61%、2人世帯32%、3人世帯5%、4人以上世帯2%

7割軽減該当範囲
 5割軽減該当範囲
 2割軽減該当範囲